

8. 届出制度

届出制度とは、都市再生特別措置法第88条、第108条に基づき、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備動きを把握するための制度です。

そのため、野辺地町立地適正化計画の公表日以降、居住誘導区域、都市機能誘導区域の外で、一定規模以上の開発・建築等行為を行う場合には、行為に着手する30日前までに町への届出が必要です。

8-1. 届出の対象となる行為

8-1-1. 居住誘導区域外における開発行為、建築等行為

居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、町への届出が必要です。

表 47 居住誘導区域外における開発行為、建築等行為

開発行為	建築行為
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの ①の例示  届出 3戸の開発行為 ②の例示  届出 1,300㎡ 1戸の開発行為  届出不要 800㎡ 2戸の開発行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、または用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 ①の例示  届出 3戸の建築行為  届出不要 1戸の建築行為

8-1-2. 都市機能誘導区域外における開発行為、建築等行為

都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、町への届出が必要です。

表 48 都市機能誘導区域外における開発行為、建築等行為

開発行為	建築行為
① 誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする行為 ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

8-1-3. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止

都市機能誘導区域内において誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、届出が必要です。

8-2. 届出制度の流れ

8-2-1. 届出フロー

図 146 届出制度のフロー



8-2-2. 届出に必要な書類

都市再生特別措置法施行規則で規定されている以下の届出書及び届出書に添付する書類を提出する必要があります。

表 49 届出に必要な書類

住宅に関する届出	(1) 居住誘導区域外における開発行為の場合	
	届出書	様式第10
	添付書類	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上） ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
	(2) 居住誘導区域外における建築等行為の場合	
	届出書	様式第11
	添付書類	・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上） ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
	(3) 届出を変更する場合	
	届出書	様式第12
	添付書類	・変更内容を示す上記と同じ書類
誘導施設に関する届出	(1) 都市機能誘導区域外における開発行為の場合	
	届出書	様式第18
	添付書類	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上） ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
	(2) 都市機能誘導区域外における建築等行為の場合	
	届出書	様式第19
	添付書類	・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上） ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
	(3) 届出を変更する場合	
	届出書	様式第20
	添付書類	・変更内容を示す上記と同じ書類
	(4) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の場合	
	届出書	様式第21
	添付書類	・原則として不要

8-3. 届出書類（様式等）

- ・別紙 1 様式第10 開発行為届出書
- ・別紙 2 様式第11 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書
- ・別紙 3 様式第12 行為の変更届出書
- ・別紙 4 様式第18 開発行為届出書
- ・別紙 5 様式第19 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書
- ・別紙 6 様式第20 行為の変更届出書
- ・別紙 7 様式第21 誘導施設の休廃止届出書

別紙 1

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け
出ます。

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

開 発 行 為 の 概 要	1開発区域に含まれる地域の名称	
	2開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4工事の着手予定年月日	年 月 日
	5工事の完了予定年月日	年 月 日
	6その他必要な事項	住宅等の予定戸数： 戸

連絡先
(電話番号)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 <table><tr><td> 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </td><td> について、下記により届け出ます。 </td></tr></table> 年 月 日 野辺地町長 宛 届出者 住所 氏名		住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	について、下記により届け出ます。
住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	について、下記により届け出ます。		
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 地 目： 面 積：		
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途			
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4 その他必要な事項	住宅等の予定戸数： 戸 工事の着手予定： 年 月 日 工事の完了予定： 年 月 日 連絡先 (電話番号)		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別紙 3

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

連絡先
(電話番号)

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	該当する誘導施設の種類：

連絡先
(電話番号)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第 1 項の規定に基づき、

{ 誘導施設を有する建築物の新築
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }

について、下記により届け出ます。

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 地 目： 面 積：
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	該当する誘導施設の種類： 誘導施設に供する建物の床面積： 工事の着手予定： 年 月 日 工事の完了予定： 年 月 日

連絡先
(電話番号)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別紙 6

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

連絡先
(電話番号)

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称：

用 途：

所在地：

- 2 休止（廃止）しようとする年月日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

連絡先
（電話番号）

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。